

令和5年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、全滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

2. 当局側出席者

総務部管理監（人事課長）、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和5年11月1日（水）14:15～14:45 本館3-B会議室

4. 内容

賃金改善および一時金、通勤手当、会計年度任用職員の処遇改善、初任給調整手当、高齢者の処遇改善 など

5. 交渉状況

職員団体	県
<p>今年度の人事委員会勧告は、消費者物価指数の上昇に対し、これを解消できる賃金改定とはなっていない。賃金のさらなる引上げが必要だ。また、一時金についても同様に引上げを求める。</p>	<p>これまでどおり人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。</p>
<p>会計年度任用職員の期末手当についても一般職員に準じて引き上げるとともに、報酬についても4月に遡及して引上げの実施を求める。</p> <p>また、令和6年4月から支給可能となる会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員と同一の支給月数とするよう求める。</p>	<p>会計年度任用職員の報酬については、従来から改定時期も含め、常勤職員と連動してきたところであり、期末手当の支給月数の引上げについては、人事委員会勧告の中では具体的に触れられておらず、今後任命権者として検討していくものと認識している。ただし、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。</p> <p>勤勉手当については、地方自治法の一部改正により支給可能とされ、人事委員会から常勤職員との均衡を踏まえて具体的な支給方法を定めることについて言及があったところであり、他の都道府県の状況も参考に、具体的な支給方法等について検討を進めている。</p>
<p>通勤手当の新幹線鉄道・高速道路利用に係る加算額上限の撤廃および交通用具利用者の距離区分の拡充を求める。</p>	<p>人事委員会勧告にない内容を独自に拡大実施することは困難である。</p>
<p>採用が困難な獣医師の初任給調整手当の支給額を増額し、支給期間を拡大するよう求める。他府県の状況を参考にして抜本的な処遇改善を図るべきだ。</p> <p>また、薬剤師に対する初任給調整手当を新設するよう求める。</p>	<p>人事委員会から獣医師の初任給調整手当の支給額等の見直しについて言及があったところであり、総務部長と協議したい。</p> <p>薬剤師に対する手当については全国的な支給状況などから新設は困難である。</p>

<p>高齢者の処遇改善について、定年引上げに伴い、令和6年4月には役職定年制と60歳超職員の給料水準を定年前の7割とする措置が始まるが、再任用職員の給料水準は定年前職員の6割水準とも言われており、職務給の原則からも給料水準の調整が必要。特に再任用職員の一時金支給月数を正規職員と同様の月数とするよう求める。</p>	<p>国において、定年引上げに伴う再任用職員の給与については、従前の再任用制度と同様の給与制度によるものとされたところであり、本県においても国の取扱いとの均衡を図る必要があると考える。 勧告内容の実施については総務部長と協議したい。</p>
<p>在宅勤務に要する自宅の光熱水費等について、手当を創設すること。</p>	<p>人事委員会勧告で手当新設の検討について言及があったところであり、総務部長と協議したい。</p>
<p>人事評価制度については、職員のモチベーション向上や人材育成に繋がっていないことから、住民に信頼される公平・公正な地方行政を確保できる勤務環境の構築につながる制度とすること。</p>	<p>引き続き制度が円滑に実施できるよう見直しを行いながら取り組んでいきたい。また、人事評価結果の給与反映についても、より職員の意欲向上や人材育成につながる制度となるよう総務部長と協議したい。</p>